

## 基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書

老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給額は、高齢者や障害者の生活を保障するためには十分な金額とは言えない。これまでも年金保険料の納付要件の見直し等によって年金受給要件を確保しているが、生活を保障するには不十分である。

加えて、2015年にマクロ経済スライドが初めて発動され、本年4月の年金改定時にも発動される見通しとなっている。これは公的年金制度の維持を目的とした給付調整と言われているが、低所得の高齢者等にとっては非常に影響が大きいと思われる。

このような状況の中、国では低所得の高齢者等への配慮として臨時福祉給付金を支給しており、本年10月に予定されている消費税10%への引き上げの時には、年金生活者支援給付金の支給を行う予定であるが、給付金の支給では効果が限定される。生活保護受給者の5割以上が高齢者であるという実態を踏まえて、負担のバランスを図りつつ公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を支えられるものとなる必要がある。

また、現役時代の生活習慣を継続するため、年金の支給方法も改善されることが強く望まれる。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

### 記

- 1 老齢基礎年金等の支給額を改善すること。
- 2 年金の支給を隔月支給から毎月支給に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

新潟県佐渡市議会議長 猪 股 文 彦